

公募に関する質問及び回答一覧

	Q.質問事項	A.回答	質問 受付日
1	整備予定地は生産緑地であるが、相続発生のため解除の予定である。公募の申込時に解除手続きについてはどこまで進んでいる必要があるか？また、必要書類はあるか？	整備予定地はグループホーム建築に必要な許認可が確実に得られることが必須です。応募時点で生産緑地の解除手続きが完了していない場合は、関係機関との協議状況及び今後の予定を記載した書類を提出してください（様式は自由ですが、日付、確認事項、関係機関名、協議、予定の内容を記載してください）。なお、生産緑地の解除の時期については、事業者決定後、東京都の補助金申請において必要とされる時期までに解除していただくこととなります。	9月2日
2	オーナー創設型で補助金利用の場合、建築業者の決定に入札が必要か、または見積り合わせで良いか？	「建築業者の決定」に際しては、金額が大きいことが見込まれるため、契約の透明性、公平性の確保及び確実な契約履行を確保する観点から、入札手続きが必要となります。 ※補助金の要件については、東京都の補助要綱をご確認ください。令和7年度は、「令和7年度認知症高齢者グループホーム整備促進事業補助要綱」として東京都福祉局のホームページに掲載されております。	9月2日
3	申請者が「介護保険法第78条の10第8号及び介護保険法第115条の19第11号」に該当する場合、今回の公募にエントリーできるか？	介護保険法第78条の2第4項第8号及び第115条の12第8項で、「申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき」は指定申請ができないこととなっております。介護保険法第78条の10第8号及び介護保険法第115条の19第11号は不正請求に係る規定となりますので、当該条項に該当する場合は、エントリーすることができません。	9月3日
4	公募要項3ページ「7 公募の手続き(1)指定申請に関する提出書類一覧」に記載のある「ニ 建築確認済証写し」について、新築の場合、「建築確認済証」を事前相談時までに提出するのは、スケジュール的に難しいと思われる。事前相談時に間に合わなくても問題はないか？	建物を新設する場合など、応募時に建築確認済証の写しの用意ができない場合は、応募時点での関係機関との協議状況及び今後の予定を記載した書類を提出してください（様式は自由ですが、日付、確認事項、関係機関名、協議、予定の内容を記載してください）。なお、この場合の建築確認済証の写しの提出は、公募の結果決定後の予定として差し支えありません。	9月3日
5	公募要項7ページ「11 整備に係る補助金について」について、オーナー創設型で、オーナーが整備補助金を活用しないという希望の場合、公募のエントリーはできるか？	補助金の活用は応募の必須要件ではないので、エントリー可能です。	9月3日